

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 当社の強み、差別化要素を活用し、地域経済の活性、拡大に貢献する
- 事業継続力強化計画の認定に取り組み、持続的な社内のBCP意識の向上に努める
- 古い設備の更新を順次進めるとともに、省エネ、低炭素化の推進を図る

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、材料仕入先、外注先事業者などから協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど材料仕入先、外注先事業者などの適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ② 手形などの支払条件

支払代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を材料仕入先、外注先事業者等の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

#### ③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、材料仕入先、外注先事業者等に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、材料仕入先、外注先事業者等に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他

- 事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（ファイティ・ファイティ）」となるよう分かち合います。
- 従業員が独自の判断等によらない判断・業務運用できるよう、購買基本方針を定め、購買担当への配置時の社内教育を徹底するとともに、どの従業員でも購買基本方針がいつでも閲覧できるように配慮します。
- 営業記録の文書化や社内共有で、取引の透明性確保を図り、不適切な対応の排除を行うことで、取引先との長期的な信頼関係の構築や取引改善に繋げます。

2022年9月20日

---

(有)ナカムラ	代表取締役	中村 拓也
企 業 名	役職・氏名	(代表権を有する者)

---